

支援体制の在り方

担任一人でLD・ADHD等のある児童生徒一人一人に対応していくには相当の困難があります。そのために、学校として、全職員の共通理解のもとに、いつでも、だれでもが対応できる校内支援体制をつくる必要があります。

1

校内支援体制をつくろう

小・中学校では、学習・集団行動上で困難を抱える児童生徒について、担任・保護者が校内委員会へ申し出ます。校内委員会では、自律教育コーディネーターが中心となって実態把握を行い、個別の指導計画を作成したり、専門機関に相談した方がよいかどうかを検討したりします。また、家庭とも連絡を取りながら、通常の学級での適切な支援の方法を考え、通常の学級以外の場における支援について検討します。更に、障害のある子どもを幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって支援するために、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校等の連携を図っていきます。

このようなシステムとして、LD・ADHD等のある児童生徒の支援を進める校内支援体制をつくり上げる必要性が高まっています。

一方、校内委員会から相談のあった児童生徒について評価・判断し、専門的な意見を述べる専門家チームと各校を回って直接支援・助言を行う巡回相談員が、地域の小・中学校をサポートする校外からの支援体制を整備することも求められています。

まず意識の改革を

「周りの状況に順応しにくい」ということは、見方を変えると、「周りの状況を調整していくことで適応できる」ということです。このように児童生徒の見方を変えるところから、目の前の児童生徒への対応の工夫が生まれてきます。その中で、自己有能感をはぐくんで情緒の安定を図ったり、学習環境を整え、視覚的に分かりやすく、見通しをもてるようにした学習を展開したりするなど、その子に合わせた支援の工夫と改善を図ることが大切です。

校内支援体制づくりを

◆校内委員会の設置

特別な支援を必要とする児童生徒には、学習・生活を含めて、その子に応じた計画的・効果的な支援プログラムが必要です。そのために、児童生徒の実態把握や支援内容、支援の在り方などを検討する組織的な校内支援体制をつくるのが大切です。その中心として機能するのが校内委員会です。校内委員会は、校務分掌に明確に位置づけることが重要です。

◆自律教育コーディネーターの指名

担任をはじめ校内の職員・保護者・外部の専門家が連携し、協力しながら、児童生徒の教育的ニーズに応じて適切な教育を準備することが求められています。この連携・協力を効率よく展開するためには、関係者相互の連絡・調整が必要です。この総合的な支援の調整・まとめの役割を担うのが自律教育コーディネーターです。

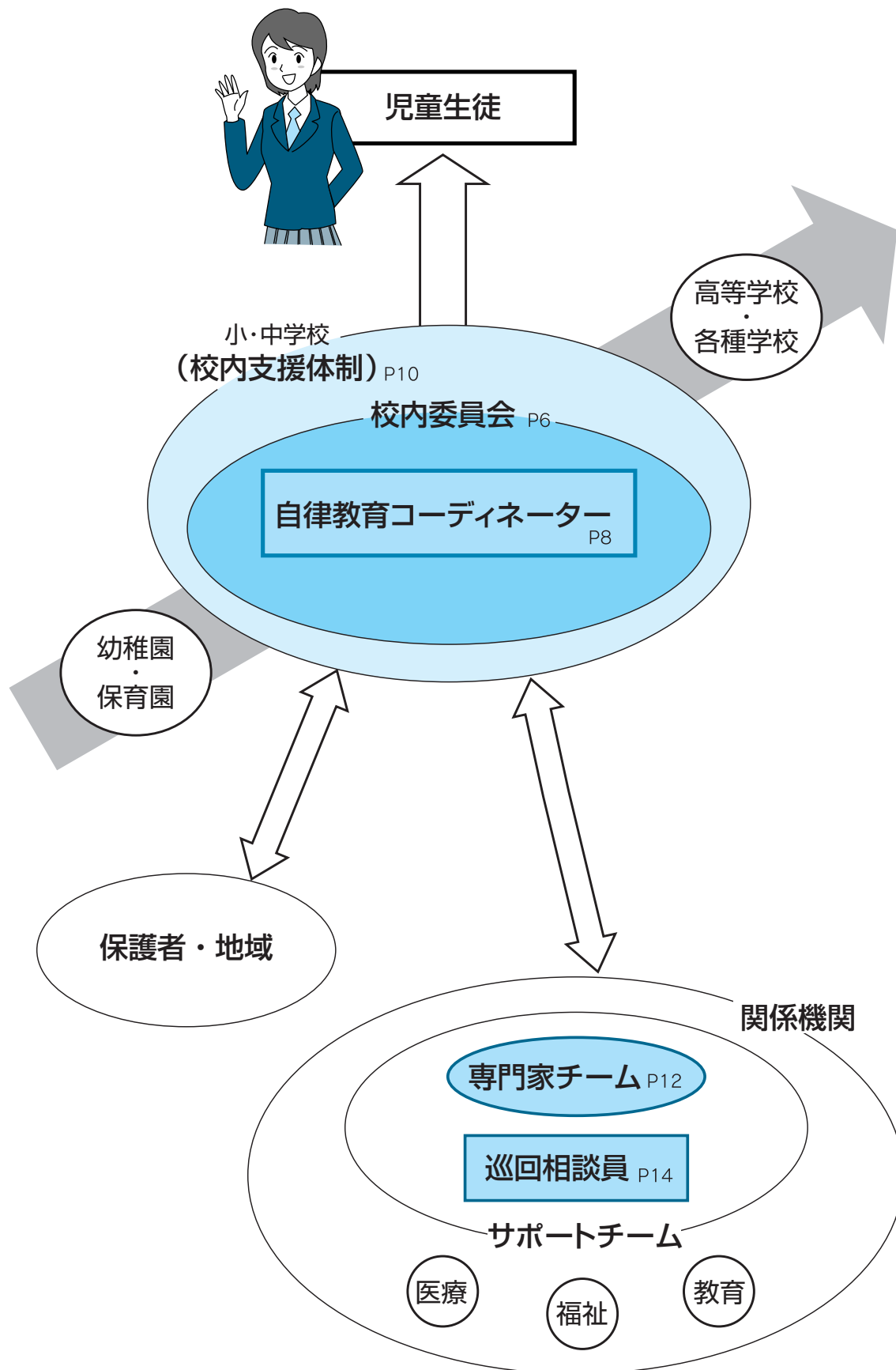
◆校内研修の実施

特別な教育的支援が必要な児童生徒の支援に当たっては、LD・ADHD等のある児童生徒が抱える困難さや支援の在り方について全職員が十分に共通理解を深めた上で、学校全体で支援を進める必要があります。そうした意味から校内研修は非常に大切なものとなります。

保護者との連携を

まず保護者の話をよく聞き、保護者が感じている課題を把握し、共通理解を図ります。その中で、学校や家庭でできることを話し合い、ともに取り組んでいく姿勢を築いていきます。

支援体制



2

校内委員会を立ち上げよう

校内委員会は、LD・ADHD等のある児童生徒を早期に把握し、具体的な支援の在り方や専門機関との連携を検討するために中心的な役割を果たす校内の組織です。既存の委員会へ新たな機能を加えることでも推進できます。校内委員会で話し合われた内容は、あらゆる機会を通して全職員で共通理解できるようにします。

校内支援体制づくりと校内研修

◆構成メンバーの例（各校の実情に応じて構成します）

| | |
|--------------|--------------------|
| 自律教育コーディネーター | 総合的な支援の調整・まとめ役 |
| 校長 | 学校運営の責任者 |
| 教頭・教務主任 | 渉外、時間割などの全体運営の調整役 |
| 学年主任 | 学年の調整役 |
| 学級担任 | 当該児童生徒の直接的支援者 |
| 養護教諭 | 保健・健康関係の支援者 |
| 自律教育担当者 | 児童生徒理解及び当該児童生徒の支援者 |
| その他校内外の関係者 | アドバイザー |

◆小委員会の設置

- 当該児童生徒に関係することの多い職員に絞って、弾力的に組織します。すぐに支援していただける機動力が求められます。
- メンバー構成例：自律教育コーディネーター、学級担任、自律教育担当者、養護教諭など

◆校内研修の企画・推進

- 各校の実情に応じて最優先の課題となることを洗い出し、研修の場を設定します（研修担当者は、自律教育コーディネーターでなくても構いません）。
研修内容としては次の3つのことが考えられます。
 - ・ LD・ADHD等の基本的理解や自律教育の現状
 - ・ LD・ADHD等のある児童生徒への対応の仕方
 - ・ 事例研究による当該児童生徒の理解と支援の方法

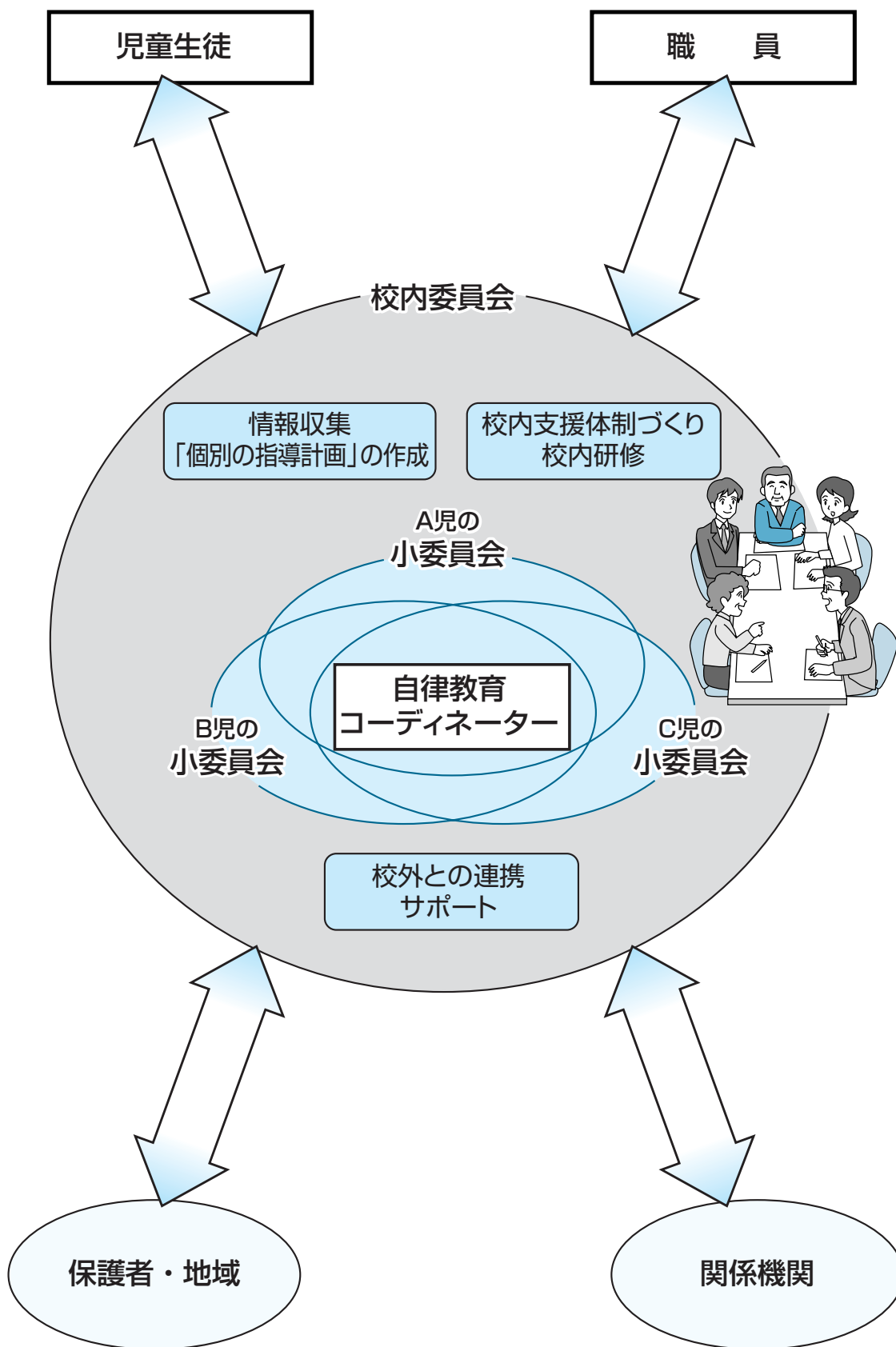
情報収集と個別の指導計画の作成

- 当該児童生徒の様子やその支援の現状について情報収集をし、実態を把握します。
- 実態把握から個別の指導計画の検討・実施・評価を行い、担任へのサポートをします。
(*第三章「個別の指導計画が必要です」P24参照)
- 情報収集と個別の指導計画の作成を積極的に支援することで、担任が一人で抱え込まないように、校内組織としてサポートしていく姿勢が大切です。

校外との連携とサポート

- 校内委員会での話し合いを基に必要なに応じて関係機関と連携します。
 - ・ 関係機関との連絡・調整は、教頭と自律教育コーディネーターが連携して行います。
 - ・ 専門機関への判断依頼などが必要な場合は、担任・学校長及び自律教育コーディネーターなどが保護者に十分な説明を行い、承諾を得てから実施します。
- 保護者は大切なパートナーです。連携をとりながら、必要に応じて教育相談を通してのサポートもします。また、自律教育に関する保護者や地域対象の研修会も計画しましょう。

校内委員会の役割



3

自律教育コーディネーターが必要です

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育を準備するためには、関係者相互の連絡・調整を行う自律教育コーディネーターが必要です。校内の教員から指名され、校務として位置付けます。自律教育コーディネーターには、校内委員会の中心的推進者として、学校内の連絡・調整の機能や関係機関に対する連携の窓口としての役割などが期待されています。学級担任を支援するという大きな役割があります。

校内の連絡・調整

◆学級担任・学年会・教科担任（専科）との連携

- 特別な支援を受ける必要があると思われる児童生徒についての相談を受けたり助言をしたりしながら、今後の支援の方向を決めます。
- 学級担任が個別の指導計画を作成するのを支援します。

◆校内委員会との連携

- 担任や保護者からの相談を受け、情報を収集して整理し、情報提供をします。
- 小委員会に出席し、支援内容や支援体制、諸検査の必要性などについて検討します。

◆他の委員会との連携

- 生徒指導委員会などとの連携・・・学級経営や心を寄せたい児童生徒の話し合いなどから出される情報を把握し、校内における支援の必要な児童生徒をリストアップするなど、機会あるごとに情報収集することも大切です。
- 校内就学指導委員会との連携・・・校内就学指導委員会と連携しながら、適切な就学について考えます。

保護者との連絡・調整

保護者からの相談を受けたり、必要な諸検査の実施や専門機関への相談についての了解を得たりします。また、個別の指導計画の立案を含めて、今後の支援の方向について相談をしたり成果を報告したりします。平素から信頼関係を築いておきましょう。

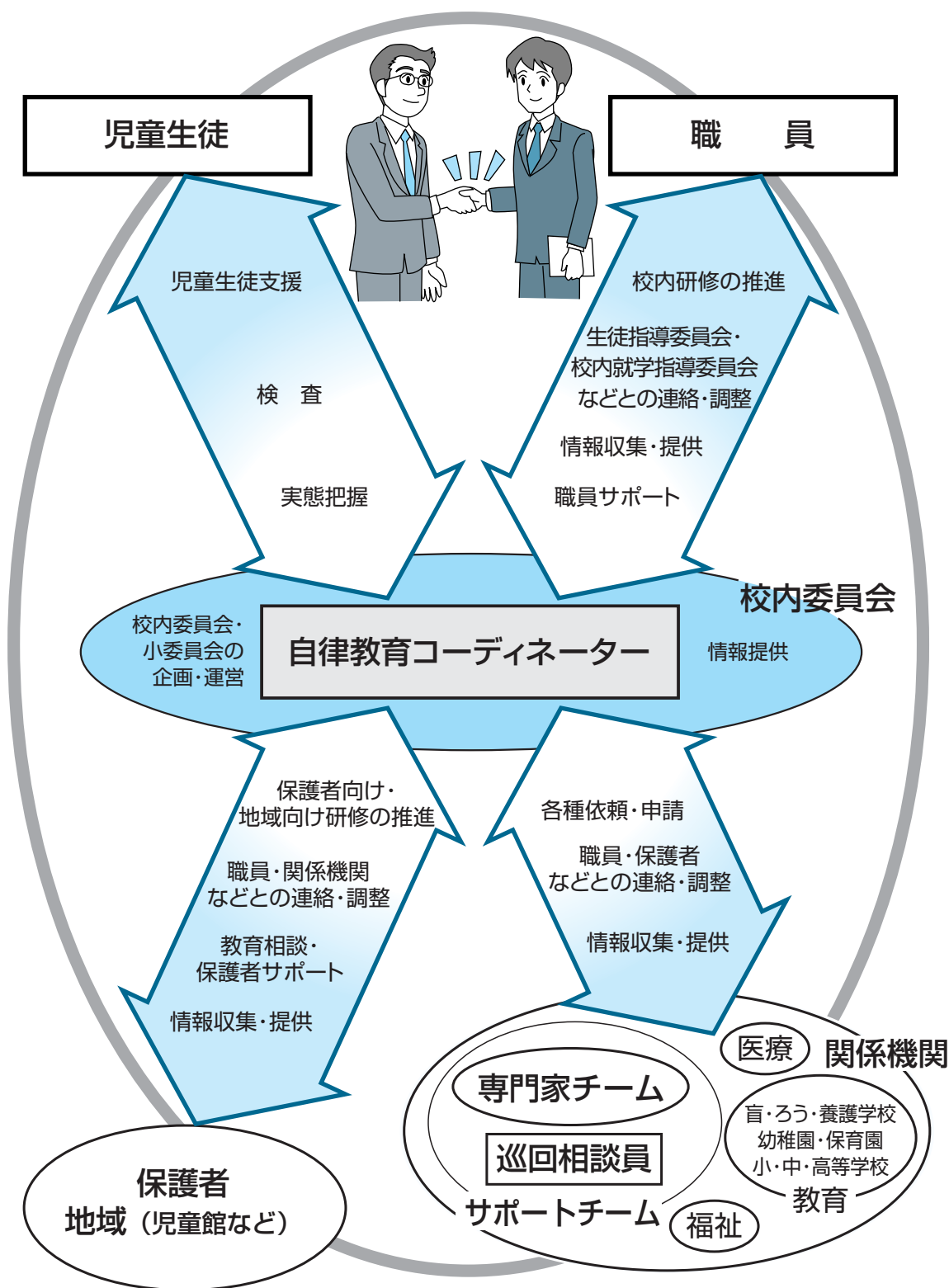
関係機関との連携・協力

専門機関からの支援を得るために、教頭と連携しながら校外の関係機関との連絡・調整を行ったり保護者へ紹介したりします。専門機関とのつながりは、大きな財産です。

LD・ADHD等についての啓発

特別な支援を必要とする児童生徒の理解を深めるために、研修担当者と連携しながら職員や保護者対象の研修を企画し、講師との打合せなど連絡・調整を行います。関係機関からの情報に注意を払いましょう。

自律教育コーディネーターの役割



4

校内支援体制を充実させよう

校内支援体制が整えられたところで、様々な工夫をし、より効果的な運用ができるようにしましょう。その際には、様々な人々や機関との連携をより豊かにしていくことがキーワードとなるでしょう。

教師間の連携を強めるために

◆支援を必要とする児童生徒の実態と支援方針の共通理解

支援を必要とする児童生徒の実態と支援方針について全職員が共通理解することで、支援がスムーズに行われるので教育効果も上がり、2次的な障害も防ぐことができます。

◆複数の目による児童生徒理解

複数の教師が協力して支援を行ったり、複数の目で見たりしながら児童生徒理解に努めます。

(例) 学年合同での体育や音楽、生活科の実施。養護教諭・教科担任・自律教育担当者との合同授業。教科担任との情報交換。授業公開。など

◆小委員会（*P6参照）

自律教育コーディネーターと担任・関係職員による小規模な教育相談の場です。必要に応じてその都度集まりをもちます。参加している教師が、子どもの情報（現在の課題・家庭環境・生育歴・保護者の考えなど）を持ち寄って話し合い、教育的ニーズの把握を行い、素早く適切な対応をしていきます。

◆職員会（学年会、学年主任会）

協議項目に「子どもの様子」を必須で設け、配慮を必要とする児童生徒について、学校（学年）で共通理解を図り、共に支援の方法を考えていきます。

個別の支援体制を充実させるために

◆通常の学級における支援の例

- 担任が配慮しての支援
- ティームティーチングによる支援
 - ・通級指導教室担当者がT・Tとして入る。
 - ・空き時間の教師がT・Tとして入る。
 - ・学年の中で日課を調整してT・Tとして入る（例：5時限授業日を学級によって異なる日に設定し、6時限目の空いている教師がサブティーチャーとして6時限目に他の学級に入る）。
 - ・加配の教員がT・Tに入る。

◆通常の学級以外の場における支援の例

- 少人数学習（コース別・習熟度別）の活用
- 自律学級との連携
- 言語障害通級指導教室（ことばの教室）への通級
- リソースルーム（オープン教室）の開設・・・個別支援，教育相談
 - ・校内の教員，学生ボランティア（巡回相談をしている大学教官の研究室からの派遣）などによる運営
- 専門家による巡回相談

保護者との連携を強めるために

◆保護者への啓発

- あらかじめ保護者向けの講演会や研修会を設けて、LD・ADHD等の理解を深めておくことは重要です。そうした事前の理解によって、個別の対応がスムーズになります。
- 学校が保護者向けに学校便りを発行することは、保護者が子どもの障害に気がつく、学校への相談がしやすくなる、地域で理解されるなどの効果があります。

◆諸検査を受けるに当たって

子どもに合った学習支援方法を工夫するために行うものであること、また、検査結果を生活の中に生かして対応していくものであることなどを具体的に説明することが大切です。

諸検査を実施するには、保護者の承諾が必要です。

◆検査結果を伝えるに当たって

LD・ADHD等と判断された時は、「学習環境やその場の状況などで学習や活動に十分力を出し切れない時がある。それを支援の方法の工夫で補っていく」ということを伝えます。更に、今後の支援方法について、学校で努力・工夫する点や家庭で配慮する点などを保護者とともに話し合うようにします。検査結果を伝えるに当たっては、担任が伝える場合もありますが、担任と保護者の良好な関係を保ったり、保護者の精神的ケアをしたりするために、巡回相談員などを通すほうがよい場合もあります。

地域との連携を強めるために

当該児童生徒が地域の児童館や育成会など様々な集団の中で活動するに当たって、適切な支援が行えるように、保護者の了解の下に継続的に情報交換を行います。

LD・ADHD等のある児童生徒についての理解を得るために、地域の関係者への啓発を行います。

幼稚園・保育園・小・中学校との連携を強めるために

◆保育・授業参観

幼稚園・保育園・小・中学校の授業（特にLD・ADHD等のある幼児児童生徒の様子）を互いに見学し合ったり研究会議に参加したりして、教材の工夫や授業改善、共通理解に努めます。

◆連絡会

生活面・学習面・学校行事面など、様々な角度から情報交換を継続的に行います。

配慮を必要とする児童生徒の生活支援・学習支援上の留意点について、小学校の担任あるいは自律教育コーディネーターが把握している状況を中学校へ伝えます。また、中学校の自律教育コーディネーターが小学校に出向き、児童生徒の実態についての資料収集を行ったり、自律教育コーディネーターや6年生の担任に直接会って情報交換を行ったりします。

また、小学校の自律教育コーディネーターや就学前教育係などが、幼稚園・保育園と連絡を取って、当該児童についての情報交換を行ったり保育参観を行って実態を把握したりします。

このような連絡会を各校の実情に応じて定期的にもつことが大切です。

5

専門家チームと連携しよう

LD・ADHD等のある児童生徒への校外からの支援の中核として、今後、それぞれの市町村などに専門家チームを設置することが必要になります。

専門家チームは、校内委員会から相談のあった児童生徒について専門的な見地からの評価・判断と望ましい教育的対応や校内支援体制の在り方について支援・助言を行います。それとともに巡回相談を行い、支援内容・支援方法・支援体制の在り方について具体的に示すことで、各校の校内委員会を支援します。

◆構成メンバーの例

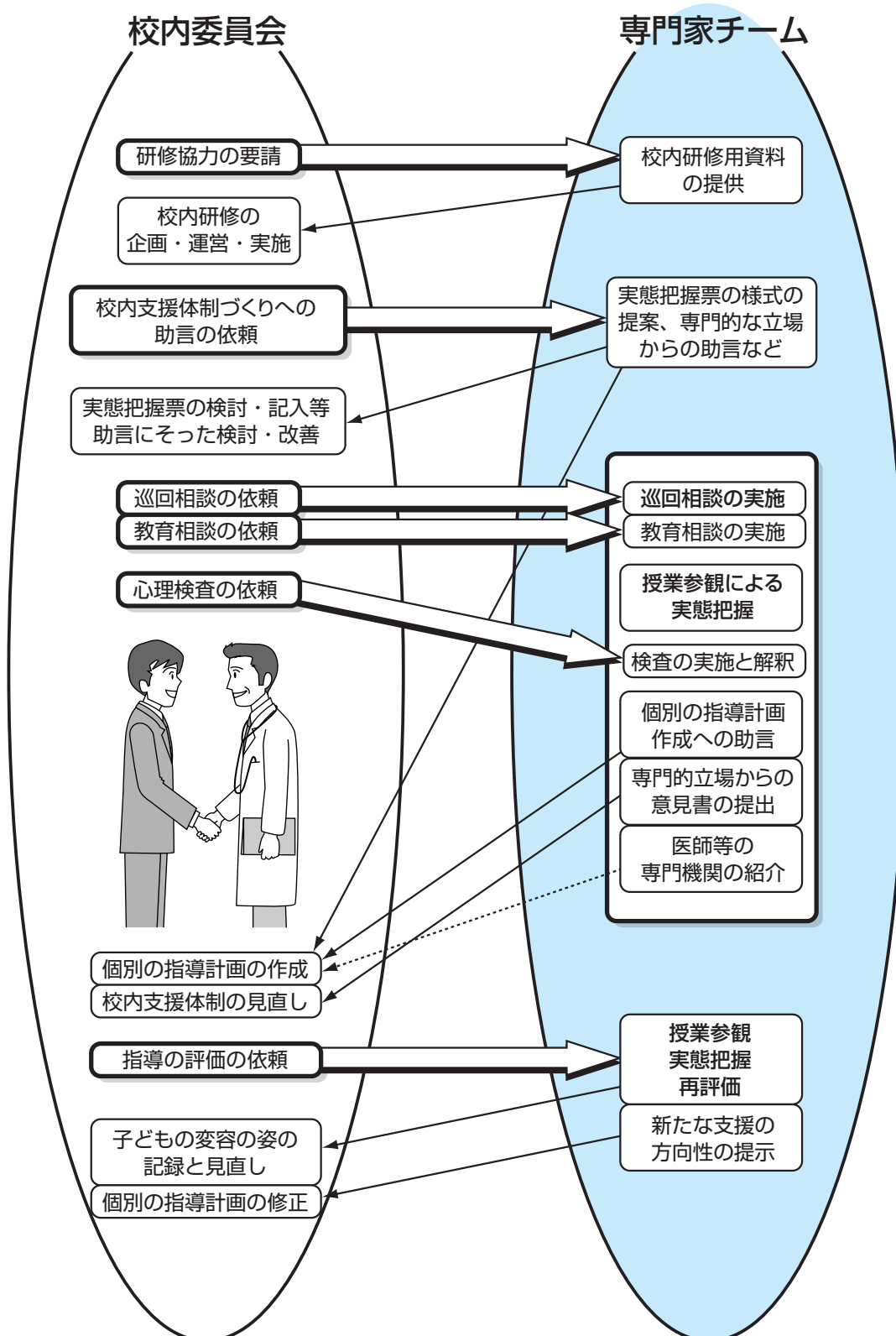
学識経験者（大学の教官など）、医師（精神科医・小児科医など）、心理の専門家（臨床心理士など）、専門的知識を有する教員、保健所職員、児童相談所職員、療育支援コーディネーター、スクールカウンセラー、中間教室相談員、教育委員会職員、親の会関係者、巡回相談員 など

以上の中から各地域の実情に応じて、メンバーが構成されます。

◆役 割

| 観 点 | 専門的意見の主な内容 |
|--------------|--|
| 判 断 | ・LD・ADHD等であるかどうか。どのような支援が必要な児童生徒であるか。 |
| 判断根拠 | ・校内委員会から提出された学習の資料・心理検査等の結果・実態把握票・医療に関する情報、授業・学校生活における評価及び様子の分析結果を基にしてLD・ADHD等であると判断した根拠について述べる。 |
| 教育内容 配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援上の基本的配慮事項 ・集団生活にかかわる支援内容と支援方法 ・教科などにかかわる支援内容と支援方法 ・個別の課題 } などについての意見を述べる。 |
| 教育形態 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級集団での支援の在り方 ・通常の学級におけるT・Tの活用の仕方 ・小集団での支援の在り方 ・個別の支援の在り方 } などについての助言、現状の学校資源をどのように活用するかについての意見を述べる。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の配慮 ・支援に当たっての配慮事項（現状から将来に向けての見通しなど） |

専門家チームとの連携



6

巡回相談員と連携しよう

LD・ADHD等のある児童生徒の教育に関する学校外の専門家を巡回相談員と呼びます。この巡回相談員が、ニーズのある学校からの申請により、児童生徒の実態把握や支援の方法を学級担任や関係職員に対して直接助言したり保護者面接を行ったりします。

巡回相談員が専門家チームに加わっていることで、専門家チームの判断手順が簡略化できたり実態把握がより確実なものになったりします。

実態把握

学級担任や保護者からの情報や諸検査による実態把握のほかに、学校生活での行動を直接観察することによって、資料だけでは伝わりにくい集団内での行動や社会性などの実態も把握します。

学級担任・関係職員への支援・助言、精神面のサポート

当該児童生徒の特性に応じた支援や対応の仕方、一斉指導場面や学級経営における配慮事項について具体的に助言をします。また学級担任の悩みを直接聞いたり答えたりすることで、精神面へのサポートをします。

児童生徒理解の促進と支援体制の整備に関する助言

LD・ADHD等のある児童生徒の特性や支援方法・配慮事項について、全職員で共通理解できるように援助したり個別の指導計画を作成するための助言をしたりします。

更に、当該児童生徒への効果的な支援のためにだれがどのようにかかわったらよいかなど、支援体制の整備に関する助言も行います。また、必要に応じて心理検査を実施したり研修会の講師を務めたりします。

保護者との教育相談

必要に応じて保護者と懇談する機会を設け、家庭での悩みを聞いたり、児童生徒の特性について専門的な立場から話をしたりします。また、専門的な立場から保護者と学校との橋渡しをし、今後の方向についての助言をします。

専門家チーム・専門機関への橋渡し

専門家チームによる支援の必要性や医療機関との連携の必要性を判断することにより、学校と専門機関をつなぎ、一人一人のニーズに応じた支援を可能にします。

巡回相談員との連携

